

今後の検討事項について

協議会で実施する「あっせん」に関する検討の流れ（案）

- 1 実際にあっせんを進めるにあたり、条例や規則に定めはないが、取り決めておいた方がよい事項を挙げ、検討する。

①部会の人数

②条例施行規則に定められている申立書のほか、あっせん案の通知や合意事項の確認等に用いる様式

③あっせん手続き開始時の当事者への通知内容・方法

④あっせん案の決議の方法

⑤あっせんの終了について、「あっせんによっては事案の解決の見込みがないと認めるとき」とはどのような場合が考えられるか。

⑥申立ての変更や取り下げ

⑦その他

- 2 取り決めた事項を要領等の形にまとめる。